

行政資料

pickup!



バックナンバーはこちらから
医療関係者向け情報サイト
「武田テバDI-net」定期情報誌
<https://www.med.takeda-teva.com/di-net/opdbox/info/index.html>

医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置について

中央社会保険医療協議会(中医協)は2022年12月23日、個別改定項目について厚生労働大臣に答申しました。今回はその中から、医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置についてご紹介します。医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、患者さんへの適切な薬剤の処方や、保険薬局の地域における協力促進などの観点から、以下の加算について、2023年4月～12月までの特例措置が講じられます。

	現行の加算	特例措置 2023年4月～12月
診療報酬	処方箋料の関係 一般名処方加算1 7点 一般名処方加算2 5点	+2点
	入院基本料等の関係(※入院初日) 後発医薬品使用体制加算1(90%以上) 47点 後発医薬品使用体制加算2(85%以上) 42点 後発医薬品使用体制加算3(75%以上) 37点	+20点
	処方料の関係 外来後発医薬品使用体制加算1(90%以上) 5点 外来後発医薬品使用体制加算2(85%以上) 4点 外来後発医薬品使用体制加算3(75%以上) 2点	+2点
調剤報酬	調剤基本料の関係(特別調剤基本料を算定している場合は80/100に相当する点数) 地域支援体制加算1 39点 地域支援体制加算2 47点 地域支援体制加算3 17点 地域支援体制加算4 39点	+1点または+3点

※特例措置は、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、適切な提供に資する取組を実施した場合が対象(要件を追加)。

一般名処方加算

処方箋料

一般名処方加算1 7点 → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は **9点(+2点)**

一般名処方加算2 5点 → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は **7点(+2点)**

【追加の施設基準】

薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の**見やすい場所に掲示**していること。

【一般名処方のイメージ】

銘柄名処方

原則、当該銘柄を用いて調剤

○○○錠 20mg 2錠
(銘柄名 + 剤形 + 含量)
1日2回 朝食後・就寝前 ○日分



一般名処方

有効成分が同一であれば、どの後発医薬品も調剤可能

【般】ファモチジン錠 20mg 2錠
(一般的名称 + 剤形 + 含量)
1日2回 朝食後・就寝前 ○日分

後発医薬品使用体制加算

後発医薬品使用体制加算（入院初日）

後発医薬品使用体制加算 1（90%以上）**47点** → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は **67点(+20点)**

後発医薬品使用体制加算 2（85%以上）**42点** → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は **62点(+20点)**

後発医薬品使用体制加算 3（75%以上）**37点** → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は **57点(+20点)**

【追加の施設基準】

- （1）後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- （2）医薬品の供給が不足等した場合に当該保険医療機関における治療計画等の見直しを行う等適切に対応する体制を有していること。
- （3）（1）（2）の体制に関する事項・医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること・変更する場合には入院患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の**見やすい場所に**掲示していること。

外来後発医薬品使用体制加算

処方料

外来後発医薬品使用体制加算 1（90%以上）**5点** → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は **7点(+2点)**

外来後発医薬品使用体制加算 2（85%以上）**4点** → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は **6点(+2点)**

外来後発医薬品使用体制加算 3（75%以上）**2点** → 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は **4点(+2点)**

【追加の施設基準】

- （1）外来後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- （2）医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して十分な対応ができる体制が整備されていること。
- （3）（1）（2）の体制に関する事項・医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること・変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の**見やすい場所に**掲示していること。

地域支援体制加算

<調剤基本料 1 を算定している保険薬局>

・地域支援体制加算 1 **39点**

・地域支援体制加算 2 **47点**

(1) 後発医薬品調剤体制加算 1 又は 2 を算定する場合 → 下記の「追加の施設基準」を満たす場合 **(+1点)**

・地域支援体制加算 1 **40点**

・地域支援体制加算 2 **48点**

(2) 後発医薬品調剤体制加算 3 を算定する場合 → 下記の「追加の施設基準」を満たす場合 **(+3点)**

・地域支援体制加算 1 **42点**

・地域支援体制加算 2 **50点**

<調剤基本料 1 以外を算定している保険薬局>

・地域支援体制加算 3 **17点***

・地域支援体制加算 4 **39点***

・地域支援体制加算 3 **18点***

・地域支援体制加算 4 **40点***

・地域支援体制加算 3 **20点***

・地域支援体制加算 4 **42点***

(※特別調剤基本料を算定している場合は増点後の80/100に相当する点数)

【追加の施設基準】

- （1）地域支援体制加算に係る届出を行っている保険薬局であること。
- （2）後発医薬品調剤体制加算に係る届出を行っている保険薬局であること。
- （3）地域の保険医療機関・同一グループではない保険薬局に対する**在庫状況の共有、医薬品融通**などを行っていること。
- （4）（3）*に係る取組を実施していることについて当該薬局の**見やすい場所に**掲示していること。

*取組の例

- ・地域の薬局間での医薬品備蓄状況の共有と医薬品の融通
- ・医療機関への情報提供（医薬品供給の状況、自局の在庫状況）、処方内容の調整
- ・医薬品の供給情報等に関する行政機関（都道府県、保健所等）との連携

(参考) 後発医薬品調剤体制加算 1（後発医薬品の調剤数量割合80%以上）**21点**

後発医薬品調剤体制加算 2（後発医薬品の調剤数量割合85%以上）**28点**

後発医薬品調剤体制加算 3（後発医薬品の調剤数量割合90%以上）**30点**

「個別改定項目について」の補足説明資料(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001029308.pdf> を加工して作成

本資料は、2022年12月26日時点の情報に基づき、編集したのですが、その正確性等について保証するものではありません。

本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

発行: 武田テバファーマ株式会社 エクスターナルリレーションズ